The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大阪府および兵庫県の外国人児童・生徒の母語教育
Author(s)	真嶋, 潤子; 沖汐, 守彦; 安野, 勝美
Citation	母語・継承語・バイリンガル教育（MHB）研究. 2010, 6, p. 112-120
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25054
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

≪招待発表≫

大阪府および兵庫県の外国人児童・生徒の母語教育

真嶋 潤子（大阪大学）
沖汐 守彦（兵庫県教育委員会事務局人権教育課長）
安野 勝美（大阪府教育センター・人権教育研究室）[1)]

Mother Tongue Education for Non-Japanese School Children in Osaka- and Hyogo-Prefecture

MAJIMA Junko, OKISHIO Morihiko &
ANNO Katsumi

はじめに

本稿は、2009年度MHB研究大会（8月9日 於：立命館大学）において「大阪府および兵庫県の外国人児童・生徒の母語教育」をテーマに行われた沖汐守彦氏、安野勝美氏と筆者の3名による招待発表をまとめたものである。発表はまず真嶋が行政の側からの話を聞く機会の意義、発表目的と背景について説明した後、沖汐氏が兵庫県の取り組みについて述べ、続いて安野氏が大阪府について発表した。以下に概要をまとめて報告する。本稿の作成にあたっては、当日の資料や発表を元にさせていただいたとは言え、文責は真嶋にある。

I. 大阪府および兵庫県の外国人児童・生徒の母語教育について話を聞く意味

1. 本発表の目的

「日本に住む多くの外国人児童生徒への、母語教育をなおざりにすべきものではない」ということに理解を示す人は多いが、実際にその指導や支援を公立学校で行うことは困難を伴い、「日本にいるのだから日本語だけで良い」と簡単に片付けられることも多いだろう。また、日本での生活に実際すぐに必要な日本語教育の陰に隠れがちである。

大阪府と兵庫県の教育委員会では、様々な方法で外国人児童生徒の母語の保持による教育支援が実行され試みられている。外国人児童生徒が多数在籍する学校であっても、今程顕在化しなかった90年代前半までは、特別な配慮を欠いていたり、せいぜい通訳派遣であった。それが、先進的な大阪や兵庫の教育支援については、現実的には

実施上の制約がある中で、日本語支援と共に母語を保持伸長する取り組みが、「課外」授業だけでなく「正課」でも実施されている。おそらく教育委員会としては日本で最も先進的と言って良い、母語教育支援に関わって来た教育行政の二人に、考え方や経緯、取り組みについて広く直接聞く機会を設けることができた。他の自治体教育委員会では、日本語教育への支援は行っていても、子どもたちの母語教育については当事者意識がないところがほとんどであり、ニーズがあっても、外部のNPOやボランティア団体等に任せ、頼るということになっている。

2. 外国人児童生徒の母語教育に関する一般的施策

教育基本法は「国民の教育」について定めたものであるので、外国人児童生徒への教育は、「義務教育」ではないが入学希望があれば受け入れるという対応が一般的である。また、日本で学校生活を送る以上、日本語教育は必要なので、加配教員や日本語指導員による「取り出し」「入り込み」指導がなされ、取り出しの場合は「日本語教室」「国際学級」で指導されることが多いが、学外のボランティア教室やNPO等のサポートに頼ることも一般的に行われている。

日本語を母語としない子どもが入学した場合、基本的には本人の日本語習得が進むまでの間（それがいつまでなのかの解釈は恣意的になされていると思われる）、全く言葉が通じないのでは不便なので、通訳のできる人や翻訳されたものを活用して何とか間に合わせているというのが一般的な実情ではないだろうか。

3. 兵庫県と大阪府の特長と意義

兵庫県にも大阪府にも経緯の異なりはあるものの、「人権教育」の長い取り組みの伝統がある。大阪府では、在日韓国朝鮮人（いわゆるオールドカマー）や、同和教育に関する問題に対応し取り組む中で育まれてきた人権教育の土壌があり、すでに80年代には（今言うニューカマーの）外国人児童生徒への教育に関わる議論がなされていた。兵庫県は、後述するように、阪神淡路大震災を契機とした人権教育の広がりと深まりが特徴的である。その延長線上に、外国人児童生徒への支援というものも考えられ取り組まれていると考えられる。

地方自治体における外国人への教育に関しては、早くは「外国人教育基本方針」を大阪市が全国に先駆けて1970年に策定した。「都道府県レベルでは、大阪府、兵庫、奈良、滋賀、広島、神奈川、三重、福岡と広がって」おり、「大阪府では36市町村が策定済みで、全国でもっとも浸透」しているという（『民団新聞』2002年9月18日、

山脇　2006より)。

日本語のわからない子どもに対しては、日本語教育のみならず、「母語教育支援センター校」「母語教室」「国際学級」「民族学級」などで、子ども達の母語や母文化が教えられているのである。

小中学校については、兵庫県では「多文化共生センター」が中心となって「子ども多文化共生サポーター」が県教委・市教委との連携の下、支援をしている。県下の公立小学校では「母語教育支援センター校」を中心とした支援を行っている。(平成21年度の兵庫県の取り組みについては、真嶋（2009）の報告を参照されたい。)

大阪府下の市町では、「国際学級」等の活動が盛んであるが、小中高校に「民族学級」が200学級近く（大阪市内に100、他の市町に90余学級）あるのは特筆に値するだろう。また高校進学に悩む外国人生徒は多いが、大阪府立高校で入学定員に「外国人生徒特別枠」のあるところ（2009年度現在では５校）には、入学後も母語選択が可能なところがあり、高度なバイリンガルへの道が存在する。

4. 母語教育の意義

改めて書く必要もないかもしれないが、以下に子どもたちがどこで育つにせよ、母語の教育を受けることで得る意義をまとめておきたい。

a. 母語を学ぶことで、認知力がつく。しっかり考えられる。しっかりわかる。
b. 日本語にもプラスになる。理解が促進され、日本語習得に役立つ。
c. 親とのコミュニケーションがきちんとできる。
d. 自尊感情、自己肯定感、アイデンティティの確立に役立つ。
e. 母語・母文化を継承していく意志が育ちやすい。
f. 日本人児童生徒へもプラスになる。(異文化・他言語理解、共生の姿勢、言葉を大切にする)

このような母語保持・母語教育の意義に同意し、それへの配慮を示す施策を実施している２府県の担当者の報告内容を次にまとめる。

II. 兵庫県における外国人児童生徒への母語教育支援の取組

発表者：沖汐 守彦（兵庫県教育委員会事務局人権教育課長）

1. 兵庫県の特徴

兵庫県での外国人児童生徒への母語教育支援の取り組みが盛んになった背景には、1995年の阪神淡路大震災がある。この未曾有の災害時に外国人への情報の共有の問題や、助け合うこと、共生することの重要性が深く認識され、その後の共生のあり方が多面的・多層的になるきっかけとなった。この点は、兵庫県に関して特筆すべきことである。

1995（平成 7）年　阪神・淡路大震災
1998（平成10）年　「人権教育基本方針」
2000（平成12）年　「外国人児童生徒にかかわる教育指針」
2003（平成15）年　「子ども多文化共生センター」開設

2. 外国人児童生徒の状況及び課題

兵庫県の公立学校に、平成20年5月現在で外国人児童生徒が3,888人いる。その教育については、3つの側面を重視している。

(1) 子どもの変化に対応した支援が必要であり、学校内の子どもの「居場所」があるようにしたい。母語の指導については不十分なこともあり、まだこれからの課題であるが、教材作成への支援などをしていきたい。

(2) 親への働きかけも大切である。外国人児童生徒への指導方法の改善は、日本人の子ども（とりわけ学習困難な児童生徒）の指導にも影響や波及効果があると考えている。親の意識の変化も促したい。

(3) 支援カリキュラムについて、外国人児童生徒の言語能力について、判定・測定するための物差しがない。兵庫県教育委員会としては、平成11、12年以降の取り組みでしかないが、それ以前の地元地域の地道な取り組みを参考にしていきたい。また、国際交流協会からのベトナム語、中国語、韓国語の支援担当者との交流・協力も得ながらやっていきたい。教育委員会としては学習指導要領の「学習言語の促進」を中心に据えてやっていく。県下では、現在モデル事業として、母語指導の効果について取り組んでいる初年度であり、３年位を目処に、結果を発信したいと考えている。

3. 子ども多文化共生教育の具体的な取組

(1)「外国人児童生徒の自己実現」を支援する取組

ア　子ども多文化共生サポーター派遣事業

イ　新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業

ウ　日本語指導研究推進事業

エ　帰国・外国人児童生徒受入促進事業

オ　子ども多文化共生ボランティアの登録及び紹介

カ　外国人児童生徒等にかかわる教育相談

(2) すべての児童生徒への「豊かに共生する心」を育む取組

ア　子ども多文化共生教育シンポジウムの開催

イ　子ども多文化共生センター出張展示

(3)「子ども多文化共生にかかるネットワークの充実」を図る取組

ア　子ども多文化共生センターの運営

イ　研修会、相談事業等の共同開催

以上のように、兵庫県では、特に1995年の震災後の共生社会への取り組みの中で、外国人児童の母語にも配慮した日本語教育を進めてきている。声高に「人権」を振りかざさないまでも、日本の公教育で全人的教育を考える時、一人一人の子どもの母語を尊重する施策となってきたものと考えられる。次に、大阪の独自の歴史に基づいた取り組みや考えをみてみる。

III. 大阪の在日朝鮮人教育・民族学級の営みを、ニューカマーの子どもたちにつなげて　―アイデンティティ、言葉、仲間、・・　―

発表者：安野 勝美（大阪府教育センター・人権教育研究室）

1．はじめに

80年代後半から、大阪にもいわゆる「ニューカマー」が増えてきた。90年代はじめにはすでに、「子どもの母語や母文化を大切にする日本語教育」ということに眼が向けられ始めていたが、96年に、ある中国人児童が書いた作文が、話題になり、波紋を呼んだ。作文「中国のおばあちゃんからの電話」は、日本に来て母語である中国語を忘れたためにおばあちゃんと話せず悲しい思いをした小学3年生の少年の作文である。これ

を受け取った担任の先生が「言葉というものは人と人をつなぐはずなのに、自分がやってきた日本語教育は、この子からおばあちゃんとの言葉を奪ってしまうものだったのか」という悩みを持つに至る。教員研修会でのこの教員の報告が波紋を投げかけた。その問題を共有する人、共感する人が多く、大阪では外国人児童生徒の母語の大切さへの理解がその後も比較的容易に受け入れられ、共有されてきていると言えよう。

外国人児童生徒の中に、「取り出し」指導に抵抗する子どもも多いようだが、「日本語教室」に通うことが「日本語ができない」ことのレッテルであるように受け取るためであるようだ。教室の呼び方を「国際教室」に変えただけで、「(自分は) もう日本語ができるから行きたくない」と言っていた児童生徒の意識が変わった例も多い。

2. 大阪府の外国人児童生徒の現状

例外的でなくよく聞かれる状況として、外国人児童生徒が（早い子は4－5歳児ですら）親に対して「外で私に話しかけないで」「外では5m離れて歩いて」「（レストランの外で、親に注文するものを決めさせ）私が注文するから黙っていて」というような言動をとることがある。このような子どもの状況を見て、大阪府では日本語指導の一環として、母語教育を行っている。

指導の成果について、親や祖父母が学校にお礼を言いに来ることもある。子どもが落ち着いてきたり、親との関係が良くなったりすることが土台になって、教科学習もうまくいくようになることが多い。日本語授業を行っている学校で、1回につき10分、20分と短くとも、母語を忘れさせないようにする取り組みを行う学校が増えた。5年前には10～20％であったものが、80～90％になっている。

3. 在日韓国・朝鮮人教育の歴史より

大阪の外国人登録者数の2/3は韓国朝鮮籍である。10～20年前は、そのような子どもたちは2～3万人といった単位で大阪の学校にいた。

(1)「民族学級」

「民族学級」では、ルーツを持つ子どもたちが、韓国・朝鮮語、歴史、文化を学んでいる。その変遷を大まかにたどると以下のようになる。

1945年 民族学校建設 → 1948年1月 文部省「朝鮮人学校の取扱について」を作成。→

1948年5月「覚書」作成。課外の時間に民族教育の実施を可とする。民族講師の

受入れ開始。→ 1950～60年代には減少 → 1970～80年代には増加した。

現在では、大阪市内に100数校あり、大阪市以外では90数校で実施されている。

このような民族学級の存在が、日本の教育に影響を与えないはずはなく、課外活動として韓国朝鮮語だけでなく、ベトナム語、ポルトガル語（ブラジル）、中国語といった言葉と文化の学習活動が行われてきている。

(2)「総合的な学習の時間」等での学習

韓国・朝鮮文化の学習や、本名指導に係る学習、コリアンタウンＦＷ等の学習がある。

(3) その他の外国籍児童生徒への活動

国際結婚の増加に伴い、中国・ベトナム・南米等の子どもたちが増加しており、府下40校あまりで、中国語・ベトナム語・ポルトガル語等を母語とする子どもたち等を対象とした活動が行われている。日本語指導の一環として実施しているケースもある。

一方、進学に困難をきたす外国人生徒が多いため、高校入試の配慮として特別枠がある。また高校で開講される外国語の多言語化が進んでいる。外国人生徒の特別枠を設けている高校の一つである門真なみはや高校が開講する講座名が「母語中国語」「第一言語」等になった。大阪市内の「センター校」でも、母語の学習の集まりを開催している。ほかにも、多国籍の子どもたちの文化発表会、「集い」等を、国際理解教育の促進を目指して開催している。

母語保障で目指しているのは、母語の学習そのものというよりは、子どもたちが、言葉を忘れてしまうことで自分の存在意味も一緒に忘れてしまうことを防ぐことである。しかし、最近増えている日本生まれの子どもたちの意識には従来とは異なる変化が見られる。というのは、例えば「○○（国）へ帰れ！」などと罵倒されたりいじめられたりした子どもの反応が、以前なら「腹が立つ、悲しい」といったものであったのに、最近は「自分は日本で生まれて日本語しかできない日本人なのに、何故そんなことを言われるのか」といった反応であり、変化が見られる。

子どもたちのアイデンティティを育みながら、物事を考える基礎となる言葉の力を鍛えられるよう、アイデンティティのしっかりした子どもとそうでない子どもを話し合わせる機会を持つことや、まわりの日本人児童生徒への働きかけも同時に行うような取り組みも行っている。

一方、子どもを鍛えるためには、教師がしっかりしないといけないので、教員研修等

に力を入れている。約1500人を数える初任者研修で、例えば現在大阪府下で100名近くいる「本名を名乗っている教員」や、百数十人いる外国籍の教員の協力を得て、インタビューをして意識化するなどの取り組みを行っている。

この他、教育センターが取り組んできた最近の事業から、本発表に関連するものは以下の通りである。

2007年　大阪府教育センター　H19年度国際教育研修より

講演：中島智子（プール学院大学）『「在日」が「ニューカマー」だった頃』

2007～2008年　JSLカリキュラム実践支援事業（平成19－20年度）

2009年2月21日　「国際母語デー」テーマ：「外国人児童生徒の母語を考える」

主催：大阪府教育センター

共催：MHB研究会（本誌の「MHB研究会活動報告」参照）

おわりに

以上のように、兵庫と大阪は隣接する自治体であっても外国人児童生徒への教育施策の経緯は異なる。しかし、いずれの府県でも、外国にルーツを持つ子どもたちも、日本社会でよりよく生きることができるよう、母語の保持伸長に配慮しつつ日本語能力と学力も合わせて発達するような姿勢で取り組みがなされてきている。日本語とは異なる母語・母文化を背景にし、潜在的には社会の宝となる二言語均衡能力保持者（バランス・バイリンガル）となる可能性を秘めた子どもたちである。社会の圧倒的多数派言語である日本語・日本文化に「同化」させてしまうことで、削減的単一言語話者（減算的モノリンガル）になってしまうのはいかにももったいないだけでなく、その子ども本来のアイデンティティや家族の絆への支障が出ることも明らかである。日本社会で「多文化共生」を単なるお題目でなく、真剣に実現させようとするのであれば、兵庫県と大阪府の取り組みが例外的なものとして終わるのでなく、他の地域にも参考になることを願っている。

注

1)　所属は発表当時のものである。

＜引用文献＞

真嶋潤子(2009)　「外国人児童生徒への母語教育支援の重要性について－兵庫県の母語教育支援事業に関わって」『平成20年度新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業 実践報告書』 兵庫県教育委員会事務局人権教育課 母語教育支援センター校等連絡会　pp.38-43
http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/document/h20report/bogokyouikushien.pdf (2009.7.20 アクセス)

山脇啓造(2006)　「学校と多文化共生社会」
http://www.kisc.meiji.ac.jp/~yamawaki/vision/school.htm (2009.5.13. アクセス)